

入札説明書

奈良養護学校 中学部トイレエアコン更新・進路指導室空調機新設工事

令和 5 年 9 月

奈良県立奈良養護学校

入 札 説 明 書

公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

この場合において当該仕様等に疑義がある場合は、12に掲げる者に説明を求めることができます。

1 公告日 令和5年9月15日(金)

2 競争入札に参加する者に必要な要件

この工事の入札に参加しようとする者は、公告第2に定める資格を有するほか、次の条件を満たす者となります。

1 奈良県建設工事等競争入札参加資格	登録業種	暖冷房衛生設備 (令和5年度の登録)
2 建設業の許可	業 種	管工事業
	種 別	一般建設業または特定建設業許可
3 配置技術者に関する条件		
次の条件を満たす技術者をこの工事の工事实施日に1名配置できること。		
① 下に示す、配置予定技術者の資格要件を満たす者		
② 平成20年4月1日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出の日までに完成し、引渡しが完了した1の登録業種に係る工事の従事経験を有する者		
③ 競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者		
工事業種：管工事 配置予定技術者の資格 (いずれかに該当すること)		
① 管工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)により実業学校を含みます。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含みます。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含みます。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工事(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。)、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者		
② 管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者のうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称する者		
③ 管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上の実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めた者		
④ 管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者		

- ⑤ 管工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ⑥ 建設業法による技術検定の内検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者
- ⑦ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「液体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限ります。）とするものに合格した者
- ⑧ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限ります。）とするもの合格した者
- ⑨ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- ⑩ 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法または同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能訓練（以下、「旧技能検定」といいます。）のうち検定種目を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限ります。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者
- ⑪ 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑫ 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑬ 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑭ 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」といいます。）に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑮ 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑯ 国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

注：⑤の「10年以上の実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第2に示す要件を満たしているかの確認を事前に受ける必要があります。公告第4(キ)で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請書等を奈良養護学校（12に示す場所、以下同じ）に必要書類を提出してください。

(1) 持参または書留郵便（簡易書留郵便を含む）による提出書類

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 建設業法の規定による許可証の写し
- ③ 建設業法の規定による経営事項審査の有効期限を確認できるものの写し

(2) 受理後、確認審査を行い、速やかに結果を申請担当者へ通知します。提出書類に不足がある場合は再提出を求めます。

4 仕様書の質問受付、及び空調機同等品確認の受付 及び現地確認

公告第4(エ)、(オ)で示す期間内に、仕様書に係る質問と同等品申請を受け付けます。任意の書式により奈良養護学校に持参ください。仕様書に掲げる想定品以外で入札に参加したい場合は、同等品以上である品物であることがわかるように、カタログ等の資料を添付してください。

なお、現地確認については公告第4(ウ)の期間を予定しており、事前連絡のあった者のみ時間を調整しますので、各日の前日(平日)午後4時までに奈良養護学校（事務長まで）へ連絡ください。事前連絡が無かった場合はお断りする場合があります。

5 入札方法

(1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書（様式2-1）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札金額内訳書（様式2-2）の提出

要します。

入札金額内訳書（様式2-2）の合計金額と入札金額が一致しない場合、その他記入内容に整合性がとれない場合は入札が無効となります。

(3) 入札書及び入札金額内訳書は、書留郵便（簡易書留も含む）により、公告第4(ケ)の期日までに到着するように提出してください。

(4) 入札書の取消し等

入札書を提出した後に、引き換え、変更することはできません。また、入札を希望しなくなった場合は、開札の日までに「入札辞退届」（様式3）を奈良養護学校に提出してください。

なお、この場合には本件の入札には、以後参加できません。

(5) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

6 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、5の(5)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約の交渉を行う場合があります。

7 入札等にかかる書類の作成・提出について

- (1) 本件入札にかかる一連の書類の作成、提出にかかる郵送等の費用については、申請者及び入札参加者の負担とします。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書、入札書、内訳書及び入札辞退届は、書式を指定しますので、様式1～3を使用して作成してください。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

9 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、8で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

10 公契約条例に関する遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本工事を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
- ② 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- ③ 本工事の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本工事の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

1.1 その他

その他詳細については、仕様書のとおりです。

1.2 本件入札に関する問い合わせ、書類の提出先

〒630-8051 奈良市七条町135番地

奈良県立奈良養護学校 事務室 （担当：事務長）

電話：0742-34-2671

FAX：0742-27-2985